全刀商

全国刀剣商業協同組合 年報

第 21 号

全 刀 商　第21号　目 次

表紙解説　2

■組合創立25周年を迎えて……3

設立25周年の組合　深海信彦　3
全刀商の展望　猿田慎男　4
設立25周年に思うこと　土肥豊久　5
今こそ普及・啓蒙活動を　川島貴敏　5
組合今昔　清水儀孝　6
刀剣世界基準　伊波賢一　7
これからの全刀商　齋藤 恒　7

■組合活動について考える……8

刀剣商になって思う　松本義行　8
刀剣商組合と私　宮澤 琢　8

■平成24年度役員・委員会構成……9

■業界情報詳説……10

古美術品輸出鑑査証明の意義と改正点について　冥賀吉也　10
象牙などの加工品の取り扱いにご注意　嶋田伸夫　11
刀剣界に二つの公益財団法人が誕生　伊波賢一　12
古物営業法の主な改正点について　服部暁治　13
「消費税」の講習会を開催　松本義行　14
税務講習会に参加して　冥賀吉也　14
組合メンバーズカードの意義を再確認する　清水儀孝　15

■第25回通常総会を開催……16

議事　清水儀孝　16
平成23年度事業報告　17
平成24年度事業計画　18

■平成23年度組合活動の記録……20

■新組合員・賛助会員紹介……23

江口君図鐔　銘　大龍斎　月光興鐫
鉄地障泥木瓜形高彫象嵌打返耳　金平象嵌
縦89mm　横83mm　切羽台厚さ3.3mm
海野勝珉箱書　龍獅堂旧蔵

能「江口」の舞台上に西行自身は登場しない。大月光興は、表に普賢菩薩の象徴である白象に座す江口の君を、裏に西行法師を彫り描いた。表裏を使える鐔だからこそ表し得た構想だろう。

謡曲「江口」は西行と江口の遊女妙の贈答歌を縦糸に、性空上人の説話を横糸に織り成して、遊女を普賢菩薩へと昇華させる。華麗な宗教劇とも言えるこの作品の底には、日本のあらゆる古典芸能に通奏低音として流れる「狂言綺言の戯れは讃仏乗の因」（美辞麗句をもって人を惑わす言葉も仏法を賛美する起因になる）という思想が響いている。

一説によると、作者は世阿弥の女婿、金春禅竹。彼は一休禅師の弟子でもあり、一休は「題江口美人勾欄曲」という詩を残している。風狂とも評され、戒律や形式に囚われず人間臭い生き方を貫き通した一休。その姿は荒ぶる魂を抱え、諸国を遍歴し、歌を詠むことで自己を解放した西行と重なって見える。

本作には金象嵌で沢庵禅師の賛が刻されているが、彼もまた名利を求めない叛骨の人であった。地獄太夫に寄せた賛にも、賤しいと蔑まれ、煩悩を抱える人間に真の仏の姿を見出す彼の思想がうかがえる。

自らも禅に生きた光興には、沢庵禅師の賛を刻した作品がいくつか残されている。多くは晩年の諷刺のきいた片切彫だが、本作は壮年期、自らの感性と技術を集大成して挑んだ力作である。

地鉄は色黒く、微細な石目地処理により渋い光沢を放ち、打返耳によって切り出された空間は静けさに包まれている。鋤出彫は肉高く立体的で、金銀素銅の高彫象嵌によって彩りは鮮麗。象の皮膚には細かな毛彫が施され、しっとりとした重みを感じさせる江口の君の打掛、波打つ衣の質感を、鏨を絵筆のように自在に操り表現している。絵画を岸駒に学び、円山派の写生画をも取り入れ日々研鑽を積んだからこそ成せる業であろう。

ゆったりとした風情で凭れるように象に腰掛ける江口の君の透徹した眼差し。対する口元は微かに笑みを浮かべあくまでも優しい。額に深い皺を刻み、半眼で、沈思しているような、瞑想しているような西行は何を思うのか。

西行が歌を詠んだように、光興は作品を作り続けることで己の中の仏を見出そうとした。その真摯な姿に心を打たれる。

組合の要職を歴任された齋藤光興氏がご逝去されて６年になる。今年７月27日七回忌の法要が行われるに当たり、齋藤氏の名前に因んで大月光興の作品が法要の会場に展示される。本誌も光興の作品を表紙に掲げ故人を偲ぶよすがとしたい。　（深）

設立25年の組合

理事長
深海 信彦

全国刀剣商業協同組合は昭和62年９月24日付で国の認可を受け、爾来25年間にわたり組織を維持してきた。設立の最大の功労者である故荒勢英一元理事長をはじめ、業界の多くの先達の知恵と努力、そして物心両面での多大なる貢献を得て組合は今日に及んでいるが、この間の歩みを見続けてきた人も年とともに次第に少なくなってきた。

限りない希望と理想を掲げて業界初の公的認可の組合は船出したが、組合を維持する一般管理費は当初より組合費、つまり賦課金では到底賄えず、主催する交換会の歩金収入に頼らざるを得ない財政状況にあった。それにもかかわらず、歴代の理事長をはじめ執行部の工夫努力の甲斐あって、この柱となる事業は一度も赤字に陥ることなく、職員２名を擁する事務局も途切れることなく維持されてきた。当初は現金会、のち平成３年度より現在の延払い制の交換会へと移行させたのも大きな前進であった。

そもそも組合は、加入する組合員同士の相互扶助が大前提であり、助け合いによって互いが発展していこうというものであるから、品物を売買する会場を提供され、売り方は歩金４％を引いた販売総額を当日小切手にて受領し、買い方は55日間の猶予を得て振込決済すればよいという、まさに組合員であるというだけで莫大な信用（現在は１交換会につき買入限度額500万円、限度額超過分は現金決済）が与えられる組合交換会は、相互扶助の最たるものであろう（ただし、期日に買い方が滞りなく決済すればの話であるが）。

また、一方の柱でもある「大刀剣市」は、24回の開催を数え、刀剣界全体を見渡しても最も大きな事業として定着してきた。出店する組合員にとっては、大刀剣市出店料を支払うだけで、３日間で延べ2,876名（昨年度）の来客の前での営業が可能となり、こちらも組合が利益を得るのではなく、組合に加入した組合員こそが利益を得るという、協同組合の基本理念に適う運営が図られている。

さらに３つ目の柱として、組合員である刀剣商が、日常の営業で不利益を被らないよう、関係団体や諸官庁に働きかけ、少しでも商売の環境が整えられるよう、地味な努力が続けられており、本誌および隔月発行の『刀剣界』もこの一環である。

このように３つの柱が堅持された組合はこの25年間、順風かつ確実な足取りで前進を続けてきたように感じられるが、それは原動力となる組合の働き手があってこそのことである。

交換会の進行に当たっては、参加組合員の売買推進のため、市場運営委員が努力している様は目の当たりにするが、裏方で交換会を支えている経済委員の苦労はほとんど目立たない。参加組合員からは当然の役割のような目で見られている彼ら委員も刀剣商であり、売買が身上であることは言うまでもない。損した得したと、組合員がつぶやいて帰っていった後に残って仕事を片付け、翌日は振込の約束を守らない組合員の当日持参現金を取引銀行へ一人で運ぶ。不平を漏らさず無報酬で何年間もやり続ける。尊いことである。

また「大刀剣市」についても同様に、なくてはならない裏方がいる。この催しのスペシャリストとうたわれる古参の理事を筆頭に、チームは何カ月も前から寄り合って会議を開き、より良い催しの実現に向けて照明や間取りの一つにも知恵を絞る。

一方、出店組合員の商品が一点でも多く売れるようにと、大刀剣市用の商品図録の編集に携わる委員は、集荷・撮影・返却の作業の後、印刷所に日夜詰めて校正作業を繰り返す。いずれももちろん手弁当であるが、図録に関して出店者から感謝されることはない。なぜかというと、出店者は図録掲載料金を払っているからである。出店者は、自分の店の商品が売れたか売れないかだけが催しの成否の判断であり、出店料を支払っているからには会場が都合よく仕上がっているのは当たり前である。掲載料を支払う図録もまたきれいに間違いなく出来上がって当たり前と思うのである。

実は出店料も掲載料も、多くの無報酬の委員の労力のもとに軽減されているのであって、これを企画会社等に丸投げしたとしたら莫大な料金となるはずである。しかし、何日間も自分の商売の時間を割いて、この催しに取り組んできた委員たちは、図録に印刷ミスがなく、当日は来場者が多く、晴天で事故さえなければ報われた気持ちになるというのである。頭が下がることである。

監督官庁である警察庁や、関係諸団体への地道な

折衝は、理事長をはじめとする専務・常務等の執行部が多く当たっているが、これは役職にある者の当然の義務で、これを忌避する者は理事・役員の資格はない。無報酬とは言っても、役職の立場にいることはそれだけで一種の報いが得られたと理解すべきであり、その立場にない、報いのない働き手の組合員とは異なる。

組合の25年の歩みを見るに、この働き手たちは一貫して組合を支え続けてきてくれてはいるが、高齢化していることも否めない事実である。後に続く者がいないと、諸事業も組合組織自体も老朽化して機能が衰えてくる。組合をつくった創立のエネルギーは次第に影を潜め、ただ単に交換会と大刀剣市を繰り返していくだけでは、発展は望めない。現に、組合の財政基盤である交換会事業において、今年の５月と６月に相次いで４名の支払い不能者が出ている。しかもそのうちの３名が組合員の投票によって選ばれた現職理事であることを勘案すれば、組合の箍(たが)は確実に緩んでいる。こんなことでは長年にわたって組合を支えてきた働き手に報いることができないばかりか、組織の維持さえ危うくするものである。

四半世紀も前に、業界に公的認可の組合の必要性を唱えて、犠牲的な働きをした業界の先達の遺志を灰燼(かいじん)に帰することなく、もう一度緩んだ箍を締め直し、設立の原点に立ち返る時が来たのではないか。

とかく商売の大きい人や発言の多い人が組合の指導部に入る例が多いが、商売が活発な人はそれだけ日常が忙しく、組合員のために自らの時間を割く暇がない。さらに、しっかりとした意見を持っていても業容が小さいと遠慮がちになる。

組合は商売の大きい人のためにあるのではなく、むしろ小さい人のためにこそあるべきで、できる人ができない人のためにやるというのが助け合いの精神であろう。縁の下の力持ちが無言で耐える一方で、名を知られる人たちが、長年にわたって構築してきた実績と信用を損なうことなどあってはならないことである。

善なる者が行動を怠るとどのようになるかを考えさせられる今日であるが、25年という歳月はそのくらい長く、しかも節目となる時なのであろう。

全刀商の展望

副理事長
猿田 慎男

私の刀歴40年の間には、戦後の高度成長期におけるドルショックやオイルショック、そしてバブル破綻後の不況などの経済危機、最近では、リーマンショックから昨年の東日本大震災と、さまざまな危機を経験してきました。

その中で、刀剣界では全刀商主催の年に一度の大刀剣市が定着し、大イベントとして継続されてきております。

近年の情報発達により、世界にも刀剣の素晴らしさが認められ、愛好家の増加も著しく、大刀剣市の日程に合わせて来日される方も年々増しているように思われます。

私どもの堺の街にも年に数十名、海外からのお客さまが見えられ、来店されます。私の商売の原点であった「日本の恵まれない時代に流出した刀剣類を海外より里帰りさせる」といった時代とは異なり、日本の刀剣･武具･小道具の良さが世界のコレクターに理解されてきたからではないでしょうか。

当初は私も「何が何でも、海外に流出した日本の文化遺産を持ち帰ることが、それを良い状態で保存でき、その物にとっても喜ばしいこと」として、渾身を注ぐ思いでしたが、近年は、世界規模・地球規模の視野から日本の美術品を見ることができるようになってきました。最もその品を愛し、理解できる方に持っていただくことが、その品にとって一番喜ばしいことと思えるようになってきました。

これからは、国内だけにとどまらず、世界のコレクターを１人でも多く増やしていくことに大刀剣市の役割が大きく期待されることでしょう。

また、組合のもう一つの大きな事業に交換会があります。

こちらも近年では、当初の出来高とは比べものにならないぐらい盛んになり、組合員同士の懇親の場としても重要な事業として発展しております。しかしながら、全組合員数が他の業界の数や規模と比べると非常に少なく、小さな業界であることがうかがえます。

今後、業界の拡大、発展のためにも、組合員を増やし、さらなる事業の拡大を図りたいものです。

関西では、全刀商の発足以前から大阪や京都に刀剣商の組合があって、さまざまな活動・事業を通して組合員同士の親睦も図られてきました。今後、それらの地域とのさらなる協力関係の研究も必要ではないでしょうか。

最近では、若い組合員も少しずつではありますが増えております。若い人たちを育て、世代交代をしながら一歩一歩刀剣業界が前進していくことを望んでおります。

設立25周年に思うこと

副理事長
土肥 豊久

「継続は力なり」と言われますが、四半世紀続いている全刀商の重みは計り知れないものがあると考えています。

私は、刀防連との合併を機に理事として参加させていただいたので、それ以前の、設立から軌道に乗るまでの産みの苦しみは知りません。さぞ大変で苦しく、切ないものであったろうと推察します。未来への希望と、刀剣界全体を思う気持ちの強さで乗り越えてこられたことと思います。

さて、交換会運営の責任者に任命されて５年が過ぎました。皆さまのご協力をいただきながら、微力ではありますが､努力を重ね現在に至っております。

その会のシステムについて、少し思うところを述べたいと思います。

昭和47年、私が大阪の中宮商店に修業に入ったとき、売り現金、買い延べで、買いは３回払いが普通でした。他の美術の交換会は現金か、翌月の１回払いでした。今でもそうです。そのころ、諸先輩に聞くと､「刀剣の交換会は、売ると現金になり、買っても３回払いだから、売りやすく買いやすいので、他の美術業界よりいいんだよ」とよく言われました。しかし、刀剣商の倒産は他の美術商より金額が大きいのが現実でした。

そのころから、どうやったら会が被害に遭わないようにできるかいろいろと考えていましたが､「それは永遠のテーマだよ」と皆は言っておりました。

３回分の１回だけ補償する会、買い高の金額を決めて、それ以上の分は現金で精算する会など考えてきましたが、いずれにしても必ず会が食われてしまいます。

この度も何人も倒産が出て、大変な嵐が刀剣会を襲っています。ここで膿を全部出し、新たに力強い刀剣会に立て直す必要があります。その力は、刀剣商には十分あると確信しています。それには、今までの慣習にとらわれない考え方も必要になってくると思います。

これから皆さまと相談し、より安全で活発な刀剣会になるよう、皆が安心して売れて買える、公平で透明性があり個々の力が発揮できる、そんな刀剣会が実現するよう尽力していきたいと思います。

今こそ普及･啓蒙活動を

副理事長
川島 貴敏

今は亡き先輩方、現理事長を含めた諸兄の大変なご尽力の末に全刀商組合が認可されたのは、25年前になります。

設立当初から、私も一組合員として大刀剣市や交換会などに参加させていただいてきました。当時、私のような若輩の刀剣商でも、組合の一員になることによって、対外的にもそれ以前とは違って信用のある刀屋として認められたと感じることが多々ありました。そんなとき、組合員であることのありがたみを感じたものでした。

初期の段階では組合自体があまり知られていなかったこともあり、加入しようとする刀剣商も少なく、大刀剣市会場のブースを埋めるために役員の方々が奔走していた姿を思い出します。現在では全国の主だった刀剣商が参加し、70店舗以上が軒を並べる大刀剣市は圧巻であり、まさに全刀商組合の発展と繁栄の象徴のようであります。

設立当初から25年もの間、ひたすら組合と刀剣界のためにボランティア（無報酬）で活動されてこられた先輩・役員の方々には、深く感謝致します。本当にありがとうございます。

先輩の方々のおかげで、こんな不況下にもかかわらず､安定した交換会の運営ができています。また、組合員も順調に増え続けています。これらを維持していくことが、われわれの責務であります。

これからの組合の活動はと考えると、美術界での刀剣商としての地位の向上と、社会の高齢化とともに加速度的に減少する刀剣愛好家に歯止めをかけることが大事ではないでしょうか。昔とは違って、ほとんど刀剣に興味を持たなくなった若年層に日本刀

の美しさ、素晴らしさを認識してもらうためにも、われわれ刀剣商や日本刀に携わる者が啓蒙・普及活動に従来以上に取り組む必要があります。

他の美術工芸品に比べると、国宝や重要文化財に指定されている点数で、日本刀は圧倒的多数であり（刀剣関連の指定品は全国宝の約１割、指定されている美術工芸品の約半数を占めています）、それはまさしく日本美術工芸の頂点であります。

皆さまに今さら説明するまでもありませんが、日本刀は800年以上前から存在し、武器としての役目を終えたのが明治時代ですので、それからまだ100年余りしか経ていないのです。800年を仮に１週間に例えれば、つい昨日までわれわれ日本人は、ステータスの象徴、あるいは御家道具として、また武器として、日本刀とともに生きていたわけです。

私は日本刀を商って36年になりますが、800年という長い時間が、日本人のＤＮＡに日本刀を刻み込んでしまったのではないかと、接客をしていて感じることがよくあります。それは、全く刀剣に知識のない人、刀剣を見たことがない人でも、実際に目の前にすると「美しい」とか「何だかわからないけど手に入れてみたい」という人がいるからです。それは老若男女を問いません。これは、短絡的で勝手な思い込みかもしれませんが。

いずれにしても、日本刀をわかっている人たちだけの閉鎖的な世界にするのではなく、多くの人たちにアピールできるようにするべきだと思います。例えば、販売促進で大成功している大刀剣市と呼応させて、「大刀剣展」（仮称）のようなイベントを考えたいものです。全刀商のみでなく、刀職や関係機関を総動員し、営利ではなく普及・啓蒙を図る機会とするのです。

日本刀はこのままでは、これからの時代、衰退の一途をたどることになってしまうでしょう。これは、皆さまも痛感しているところだと思います。日本刀に携わるわれわれは、その傾向に歯止めをかけ、少しでもいい方向に向かうように、刀剣界の先頭に立って取り組む必要があります。

組合今昔

専務理事
清水 儀孝

日ごろより組合活動にご協力ご支援をいただき、誠にありがとうございます。組合員各位にはますますご盛況のこととと存じます。

さて、この度、当組合は発足して25年を迎えます。昭和62年に柴田光男氏が初代理事長が就任し、スタートを切ったのです。それまでは各々で活動してきましたが、個人では限界があり、協力し合い、皆が向上するようにと組合が生まれたのです。古美術業界で国公認の協同組合ができたのは、われわれ刀剣商が最初でした。

初期の活動としては、上野両大師で特別交換会を開催、またサンケイホールでの刀剣フェスティバルなど、協同事業を実施してきました。

平成３年には荒勢英一氏が２代目理事長に就任、イベント事業も拡大し、組合発展のために絶大なるリーダーシップを発揮されました。

大刀剣市は、平成６年に東京美術倶楽部に会場を移すと集客力もアップし、カタログも年々充実、お宝鑑定も定着し、世界的なイベントになりました。

組合運営上の改革に関しては、５代目飯田慶久理事長の平成21年役員改選のときから、より公正な体制づくりを目指し、理事選出選挙を取り入れました。

平成８年５月には組合が定める行商従業者証（メンバーズカード）が国家公安委員会から正式承認されました。言うまでもなく、このメンバーズカードは公に認められた価値の高いものであり、今後とも大いに活用していきたいものです。

さらに警察庁その他の諸官庁に対しては、防犯協力や品触れの配布などの責務遂行と併せ、刀剣輸送の問題、航空機搭乗手続きの簡素化、登録証名義変更時の円滑化などを引き続き折衝していきます。

また、美術業界における刀剣商の地位向上も組合にとって重要なテーマです。それには理事長を中心に心を合わせ、歴代理事長や諸先輩が築いてこられた功績を継承し、発展させていくこと、組合に体力を付け、後世に何かを残していくことも大切でしょう。組合員諸賢のより一層のお力添えをお願いする次第です。

今こそ日本美術刀剣保存協会ならびに日本刀文化振興協会の両公益財団法人、そして全日本刀匠会、研磨技術保存会や外装技術保存会、その他日本刀に関連するすべての団体ぐるみで、国内はもとより世界的に日本刀ファンを増やすよう、呼びかけたいと思います。創立25年に当たり、全刀商がそこで全力を尽くす覚悟があることをあらためて示そうではありませんか。

刀剣世界基準

常務理事
伊波　賢一

全刀商と全国刀剣業界防犯協力連合会が合併して10年、寛容な皆さまに支えられ、節目の年に寄稿させていただき、感謝します。

各事業における現場の献身的な活動、公明性が確立された運営により、全刀商は素晴らしい組織として発展してきました。長年運営に携わっている方々には、敬意を表します。

私たち刀剣業界を取り巻く環境も、常に変化しています。特に刀剣ファンの世界的広がりは、インターネットの飛躍的発達も後押しし、速度を増しています。

とは言え、過日、東京で公開されたボストン美術館の日本刀コレクションは、百数十年前に古刀を中心に始まり、昭和38年に国宝国宗を日本へ無償返還されたコンプトン博士は、50年間に1,000点の刀剣・小道具を収集、ほかにも名だたる海外コレクターの歴史は古く、長きにわたります。昨年、ニューヨーク・メトロポリタン美術館開催の「アート・オブ・ザ・サムライ」も大好評でした。武具として機能を追求した日本刀は、独自の美しさと精神性で世界を魅了しているのだと、美術刀剣を商う誇りと喜びは、格別です。

さて、その格別さの置かれている環境は、どうなっているでしょう。

高度成長を続けた日本を待っていたのは、世界基準でした。海外市場で上場する日本企業は国際基準による会計を求められ、また金融機関は自己資本比率の充実が不可欠となり、ビッグバンと期待された一方で、いわゆる「貸し剥がし」に見る金融危機を生みました。しかし、安穏と守られていた日本企業が、世界の荒波に揉まれながらも、今は同等の土俵に上っています。

私たち刀剣業界も、かつての素晴らしい慣習、互助の精神は大切にしながら、広く美術業界、世界経済で通用し、認められる、規範作りと認識が必要なのではないでしょうか。特に最近の激しい変化は、その絶好の機会だと思います。

そして私たちは、古物営業法や銃刀法はもちろん、自らの取り決めを順守し、襟を正した「遵法精神」を世に示すことが、今後の刀剣業界の地位向上に、そして美術刀剣のポジション向上に結びついていくと思います。

いつの間にか、私も生まれて半世紀が経ちました。一回り下の後輩が業界に入ってきたときは、少々ショックでしたが、今は二回り下の後輩が活躍し始めています。将来ある皆は、社会通念に沿った意見を持ち合わせており、その芽は尊く貴重です。

まだまだ微力ながら、できる分野で、全刀商の進化に協力していきたいと思います。

これからの全刀商

常務理事
齋藤　恒

全刀商が発足して今年で25年を迎えました。この長い年月の間、諸先輩方のご尽力により全刀商は発展をしてまいりました。

これからは、私自身を含めたテーマの一つとして、刀剣界のグローバル化が必要になっていくかと思います。すでに大刀剣市のカタログの英語表記や大刀剣市会場の英語の見取り図など、少しずつグローバル化に対応した動きが見えてきております。

今後はさらに外国人のお客さまが増えていく傾向にあり、全刀商もそれに向けた対応が求められます。それが今後の刀剣界の発展に大きくつながっていくかと思います。

全刀商が発足した25年前と現在では、世界との距離は確実に縮んでおり、私たちももっと率先して海外に出ていく必要があるのではないでしょうか。

一昨年、ニューヨークのメトロポリタン美術館で行われた日本刀展には連日、世界中から多くの方が詰めかけ、大盛況でした。私も実際に行ってきましたが、大変な賑わいに驚きを感じました。ただ、このような展覧会を開くのは、並大抵のことではありません。

今後は日本国内のみならず、海外においてもさらなる普及・啓蒙活動など、関係機関を通じて全刀商としてできることを協力していくべきではないでしょうか。そして、刀剣界が今まで以上に発展していくことを願っております。

刀剣商になって思う

松本 義行

22年間オリックスという金融サービス会社のビジネスに携わってきましたが、75歳になる父と45歳を迎えた自分の年齢を考えると、「これが最後の決め所」と思い、刀剣商の道に飛び込みました。それから２年になります。

父の築いてきた土台がありましたので、幸い多くの先輩方より２代目としてのご指導を受けることができました。一人前の刀剣商になるにはまだまだ長い道のりですが、どうにか刀剣商の一員として仲間入りは果たせたと思います。

刀剣商は刀を見て瞬時に出来、疵の有無、真贋を見極めて値段を踏み、儲けるための買い付けを行います。知識・経験・度胸が求められ、研ぎ澄まされた声が飛び交う市場でその実力が発揮されます。

扱う品に同じものはなく､定価などないのですが､まるで価格表でもあるかのごとく、どこの市場でも値はほぼ同じ。プロは品の値段（市場）をほぼピタリと言い当てます。目利きにならなければ、また相場を知らなければ、儲けるどころか損の山を築くことになってしまうでしょう。

記憶力の良さや年齢を感じさせない元気など、脱帽することばかりの先輩方を目指して、生涯目利きになる努力を続けなければなりません。大企業の歯車に乗って定年を迎えるよりも、自分を磨いた分だけ実力が増し、その実力が物を言う世界の方がやり甲斐は十分です。

これから生涯身を置く刀剣界ですが、憂いは刀剣人口（愛好家）の減少です。刀剣人口が増えれば購入者が増え、言わずもがな刀の値段は上がります。小さくなったパイを刀剣商同士で奪い合うのではなく、刀剣人口（マーケット）を広げて刀剣界みんなが潤う時代にしたいものです。

企業であれば、生き残るために鎬を削って企業努力をします。同様に需要を掘り起こし、日本刀ブームを起こすために何をすべきか､組合を挙げて考え、調査して仮説を立て、計画を練り実行したいものです。これまで刀剣界では組織だって具体的な行動をしていない分、その潜在的な可能性は相当あると感じています。デフレの中でも、あっという間に刀剣人口は10倍になり、刀の値段は上がるでしょう。

ＮＨＫで刀剣講座を放送すること、刀剣商を主人公にした漫画を雑誌に連載すること、漢字検定のような刀剣検定を制度化することなど、実現させたいアイデアが湧いてきます。

日本人の規範になる武士の魂である日本刀の素晴らしさを後世に伝えてゆくことは、私たち刀剣商の使命でもあると思います。刀剣界が一丸となってこの問題に取り組み、愛好者が増えることを願ってやみません。

刀剣商組合と私

宮澤　琢

全国刀剣商業協同組合に加入させていただき、３年がたちました。加入当初より、月例の交換会と年１回の大刀剣市などにて組合のお手伝いをさせていただいてきました。最近では『刀剣界』の編集委員としても末席を汚し、今まで以上に組合のお世話になることも増えました。

今回、自由に書いてよいということでここに寄稿の機会を得ました。加入から浅く未熟ではありますが、感じるままにつづりたいと思います。

組合加入当初は右も左もわからず、組合の足を引っ張らないことを目標に、ただただ必死に活動しておりました。１年目は大刀剣市にて、外国からいらしたお客さまの対応をさせていただきました。そこでこの組合の一大事業である大刀剣市の大きさを肌で感じたのをよく覚えています。

一昨年と昨年は、お宝鑑定の受付係として、より密接にお客さまと接する機会をいただきました。３年間の大刀剣市を通して、この業界の大きな可能性を実感致しました。

また、去年スタートしました『刀剣界』の編集委員会の活動では、当組合の持つ意義も併せて考えるようになってきました。大刀剣市しかかかわりがなかったころ、私は「全国刀剣商業協同組合とは、大刀剣市を主催・実行する団体」くらいにしか正直なところ認識していませんでした。しかし今は、この組合にできることがもっとあるのではないかと思うようにもなってきました。

組合とは、お客さま、または行政機関とわれわれ

業者との潤滑油のような存在なのだと思います。組合が、行政その他関係機関との折衝活動を日ごろから行っているのは周知の事実です。また大刀剣市が一般のお客さまと業者の潤滑油として、機能を発揮しているのも確かです。

しかし、組合に加入していながら、これに出店していない業者が存在するのも、残念ながら事実です。そういった業者にも、組合加入の恩恵が受けられるシステムを構築するのが今後の課題だと、私は考えます。

例えば、組合のホームページをさらに充実させていくことなど、可能だと思います。また、一般の方に対する「趣味としての刀剣」の啓蒙活動なども将来的に考えていく必要があると思いますし、組合ならば何らかの活動ができると思います。

今年は組合発足25年。組合のいっそうの発展と成長を期待し、これからも組合との関係を深めたいと思います。

■平成24年度役員

理事長	深海信彦		
副理事長	猿田慎男	土肥豊久	川島貴敏
専務理事	清水儀孝		
常務理事	伊波賢一	齋藤　恒	
理　事	朝倉忠史	飯田慶久	嶋田伸夫
	新堀孝道	髙橋歳夫	綱取譲一
	服部暁治	冥賀吉也	吉井唯夫
監　事	赤荻　稔	持田具宏	

■平成24年度委員会構成

経済委員会

委員長　猿田慎男
副委員長　伊波賢一　清水儀孝
委　員　飯田慶久　齋藤　恒　服部暁治
吉井唯夫

①市場運営部会　（以下○印は部会長）
○土肥豊久　猿田慎男　新堀孝道
川島貴敏　齋藤　恒　綱取譲一
〈買高担当〉○服部暁治　新堀孝道
朝倉忠史　嶋田伸夫　綱取譲一

②共同宣伝部及び共同販売促進部会（大刀剣市）
○冥賀吉也　嶋田伸夫　朝倉忠史
飯田慶久　綱取譲一　服部暁治
吉井唯夫

③評価鑑定部会　理事長ほか理事全員
○髙橋歳夫

金融委員会

委員長　川島貴敏
副委員長　伊波賢一　齋藤　恒
委　員　髙橋歳夫　飯田慶久　嶋田伸夫
新堀孝道　吉井唯夫

①金融部会
○服部暁治　嶋田伸夫　綱取譲一
齋藤　恒

②共同購買部会（書籍など）
○冥賀吉也　綱取譲一　吉井唯夫

総務委員会

委員長　土肥豊久
副委員長　齋藤　恒　清水儀孝
委　員　伊波賢一　嶋田伸夫　冥賀吉也

①調査研究部会（インターネット関連含む）
○嶋田伸夫　朝倉忠史　飯田慶雄
青年部

②教育情報部会（教育及び情報の提供に関する部会）
○伊波賢一　朝倉忠史　綱取譲一

③防犯対策部会
○服部暁治　嶋田伸夫　新堀孝道

④福利厚生部会
○齋藤　恒　嶋田伸夫　綱取譲一

青年部

大平将広　川島香奈子　新堀　徹
新堀賀将　髙橋正法　簇谷大輔
服部一隆　冥賀亮典　ほか数名予定

古美術品輸出鑑査証明の意義と改正点について

今年３月20日から６月10日まで、東京国立博物館平成館において「まぼろしの国宝ニッポンに帰る」と題して「ボストン美術館 日本の至宝」展が開催されました。

その後、この展覧会は来年の６月16日まで、名古屋ボストン美術館・九州国立博物館・大阪市立美術館と主要都市において開催されるので、日本中の美術愛好家の方々に楽しんでもらえることでしょう。

ボストン美術館では日本美術の収集が10万点を超えると言われており、その中から選りすぐった92点が今回展示されております。中でも在外二大絵巻と言われる「平治物語絵巻」「吉備大臣入唐絵巻」はまさに国宝級であります。

その他、長谷川等伯筆の龍虎図屏風、尾形光琳筆の松島図屏風、曾我蕭白筆のものは何と10点出品され、中でも雲龍図は見事でありました。仏教絵画も数多く展示され、われわれと関係の深い刀剣類では、太刀安綱をはじめ備州長船住兼光の太刀、文保三年紀のある大和尻懸則長の短刀、梨子地鳳凰螺鈿金装飾剣など12点が展示されておりました。

このように、日本にあれば国宝・重要文化財級の名品が、なぜ米国のボストン美術館にあるのか。それは、これらの多くは明治初年、来日したビゲロー、フェノロサが岡倉天心らの協力の下で買い求めたもので、後にボストン美術館に寄贈したためです。このほか日本美術の収集で有名なのは、米国のメトロポリタン美術館、英国の大英博物館などがあります。

それらの美術館において、世界中の人々に日本美術の素晴らしさを深く理解してもらうことは、大変有意義なことであります。

しかし、大正期に入って、日本美術の至宝が盛んに海外に流出することはいかがなものか、という機運も非常に高まってきました。今回展示された「吉備大臣入唐絵巻」が重要美術品認定制度の発足に大きなかかわりがあったことは有名な話です。

当時、国宝指定物件は当然、国外への持ち出しが禁止されていましたが、未指定文化財の持ち出しを禁じる法的根拠はありませんでした。大正10年(1921)、日本の絵巻物の代表作の一つ「吉備大臣入唐絵巻」の海外流出が知られると、わが国の価値ある古美術品の海外流出防止のための法整備の必要性が、盛んに論議されるようになりました。

そして昭和８年、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定され、認定された美術品の海外流出を防止する制度ができたのです。その後、重要美術品の認定は戦争中も続き、最後に行われたのが昭和24年５月でした。総数は8,200件、そのうち刀剣類は1,096件に及びます。

翌25年８月の文化財保護法の施行をもって「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」は廃止されましたが、認定された物件については当分の間その効力を保つこととされ、現在も続いています。

われわれ刀剣商にとって最も関係の深い刀剣・刀装具の指定・認定数は現在、国宝118件、重要文化財793件、重要美術品1,096件となっています。これらを国外に輸出することは、国の法律によって禁止されています。

最近、インターネットなどの普及により、世界中の愛刀家からの注文が増えていると聞いています。そこで刀剣類を輸出する場合、国宝・重文・重美などに指定・認定されたものでないことを証明する必要があります。それが、通関手続きの際に提出する「古美術品輸出鑑査証明」です。

この度、文化庁より古美術品輸出鑑査証明の変更について下記の通り通達がありましたので、お知らせします。

平成24年４月１日から古美術品輸出監査証明が変わりました。主な変更点は以下の通りです。

①登録銃砲刀剣類も含むすべての鑑査証明の有効期間が１年になります。ただし、従来通り１回の輸出に限り有効です。

②銃砲刀剣類登録証は、表面の写しの提出となります。登録証の原本は、登録銃砲刀剣類を輸出後、登録事務を行った都道府県教育委員会に直接返却します。

③申請者以外の方（代理人）が手続きを行う場合、申請者が依頼した内容や代理人が確認できる書類（委任状）の提出が必要になります。

④窓口申請の際、本人（代理人）の氏名等が確認できるものの提示が求められます。

上記の変更に伴い、申請書の様式が変更になります。新様式（電子媒体）をお求めの方は文化庁美術学芸課（☎03-5253-4111〈代表〉）まで連絡のこと。

（冥賀吉也）

象牙などの加工品の取り扱いにご注意

世界の自然環境が急速に悪化していく中、絶滅の恐れのある野生動植物を保護するために各国が動き出し話し合われた結果、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約、1975年発効）が締結されたことは、皆さんご存じのことと思います。

これに伴い、日本も80年（昭和55年）11月より条約に参加、象牙・タイマイ（ウミガメ）などには厳しい規制がかかることになり、輸出入できなくなりました。

それでは現在、国内で流通する絶滅危惧種等の剥製・加工品、毛皮・牙などの扱いはどうなっているかと調べますと、平成５年に「種の保存法」（正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」）という法律が施行され、絶滅の恐れのある野生動植物の保護が始まりました。平成７年からは商業目的を中心とする象牙・べっ甲業者に在庫量の届け出を義務づけ、加工品などの流通に規制がかけられており、これに違反すると懲役または罰金の罰則があります。

私たち刀剣商の扱う商品の中にも古い時代からこのような加工品が組み込まれており、市場や店頭で売買されている現在、言うまでもなく法律を厳守していかなければなりません。

それにはまず、経済産業省へ象牙の加工品等を取り扱う者として特定国際種事業者の登録申請をしなければなりません。届出書を提出して受理されますと特定国際種事業者として登録され、届出ステッカーが送られてきます。その届出ステッカーは店頭に提示しておく義務があります。

また、象牙などの加工品が付属している商品を仕入れたときは、古物台帳に受入先・払出し先を明記して５年間保存しなければなりません。

なお、一般の方が自宅にある象牙などの工芸品を１回だけ販売・譲渡する場合、数点であれば事業者届け出は必要ありません。しかし、複数回にわたり販売・譲渡したり、１回だけの販売・譲渡でも点数が数十点と多い場合には商業目的と見なされ、事業者届け出が必要になります。例えば親族のコレクションを数回に分けて販売・譲渡するのは、特定国際種事業者と見なされます。

絶滅危惧種の加工品（象牙・べっ甲など）は特定国際種事業者としての登録で取り扱いできますが、象牙の原形を保っているもので商業目的とする生牙・磨牙・彫牙、タイマイなどの剥製については、刀剣の銃砲刀剣類登録証と同じように財団法人自然環境研究センターから登録票を取得し、それを付けて展示や販売、譲渡をしなければなりません。特定国際種事業者の届け出が済んだからといって絶滅危惧種のすべてが扱えるのではなく、原形を保っているものには登録票が１点に１枚ずつ必要なのです。この点を注意しないと、違法の意思がなくても「種の保存法」により処罰の対象となりかねません。

「種の保存法」やワシントン条約では、この象牙・タイマイなどを一番厳しく取り締まっております。

われわれの業界でも、過去に象牙などの加工品が付随した白鞘・拵・甲冑類を海外に輸出したが相手国の税関でワシントン条約の取引規制に抵触し、送り返された事例が少なからずあります。

そのような懸念のある輸出品の場合は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課にて「輸出承認証」と「ワシントン条約に基づく輸出許可書」を取得し、商品に添付して輸出しなければなりません。申請書類を10枚ほど作成する必要がありますが、書式は経済産業省のホームページからダウンロードできます（「経済産業省貿易管理」「ワシントン条約」のキーワードで検索）。

条約の発効した1975年以前の品物が前提で、この申請には公的に認可されている美術館・博物館が発行した輸出物の時代を証明する書類が必要になります。美術商や美術店の発行する証明書では受け付けてもらえません。

75年以降に入手したものであれば、追加の申請書類として75年以降入手するまでの流通経路を証明で

きる書類が必要になります。その間に、例えば３人の所有者が変更になっていれば、各人の販売・譲渡証明書を追加で提出します（書式はダウンロード可能）。

われわれ組合員は現在、都道府県公安委員会から古物商許可証を取得し営業しておりますが、経済産業省へ特定国際種事業者としての届け出をしておくことも、古物商許可証の取得と同じくらい重要なことです。まだ届け出を済ませていない組合員の方は、早急に手続きされることをお勧めします。

〈申請・問い合わせ先〉

●象牙の加工品等を取り扱う者として特定国際種事業者の登録申請する場合、地域により届出書の提出先が異なります。詳しくは経済産業省「種の保存法」担当☎03-3501-1089まで。茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡在住の方は関東経済産業局産業部国際課☎048-600-0265

●生牙・磨牙・彫牙、タイマイ（ウミガメ）などの剥製への登録票を取得する場合 、(財)自然環境研究センター☎03-5824-0953

●海外輸出に際しワシントン条約の取引規制にかかわる輸出の場合、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課☎03-3501-1511　　（嶋田伸夫）

刀剣界に二つの公益財団法人が誕生

平成20年12月１日、公益法人三法（法人法・認定法・整備法）が施行になり、新たな公益法人制度がスタートした。従来は明治29年に定められた民法に基づくものであったから、実に112年ぶりの抜本的な制度改革と言える。

新旧の違いは、大要次の通りである。

これまでは、主務官庁に公益性を認められたものだけが、法人格を得ることができた。また、その運営には法律上詳細な規定がなく、主務官庁が立入検査を含めて監督してきた。法人の設立・運営のための要件も、各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁ごとにばらつきがあった。

かつての刀剣界に社団法人や財団法人を目指す動きがなかったわけではないが、唯一、日本美術刀剣保存協会（日刀保）が財団法人であったのは、上記の事情から新たに認定されることが難しいためでもあった。

新制度では、法人法の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能になった。一般社団・財団法人のうち、認定法に定められた基準を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて公益社団・財団法人となれるのである。基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者から構成される国の公益認定等委員会、または都道府県の「合議制の機関」が行う。

なお、従来の公益法人は特例民法法人として平成25年11月末まで存続できるが、その間に一般社団・財団法人または公益社団・財団法人への移行手続きを完了しなければ解散となる。

新法施行日の平成20年12月１日、日本刀文化振興協会（刀文協）が一般財団法人として発足した。将来の日本刀文化普及を危惧する刀職・有識者を中心とする団体で、定款には「日本刀の保護育成及び普及並びにその基盤の拡充に努め、かつ発展を期し、もって日本刀文化の振興を図るとともに、内外に敷衍（ふえん）してわが国文化の啓発に寄与すること」を目的に掲げる。その後、公益認定申請の準備を進めていたが、翌21年12月10日、公益財団法人に認定された。新設の法人では異例に早い公益認定である。

初代理事長は天田誠一氏、現在は本阿彌道弘氏。

日刀保は本年３月２日、公益認定等委員会から「認定の基準に適合すると認めるのが相当」との答申があり、４月１日付の解散および設立の登記を経て、同月19日、正式に認定が公示された。現在の理事長は小野裕氏。

日刀保の公益認定については、鑑定業務が収益事業ではないかなど、心配する声もあった。公益目的事業とは、①学術、技芸、慈善その他公益に関する別表(略)各号に掲げる種類の事業であって、②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものを言う。

従来の寄附行為では、日本刀の保存を図るために「日本刀のリストを作成すること」が審査の根拠になっていたが、新定款では「刀剣類の美術刀剣類としての重要性の審査を行うこと」と「刀剣類審査の成果に係る証書の発行を図ること」が事業の冒頭に掲げられている。審査制度に若干の変更が加わったのも、配慮であろう。

公益認定に際しては収支相償の基準を満たす必要

があるが、それもクリアしたということである。

なお、昨年10月、収蔵庫に保管されていた無登録刀にかかる銃刀法違反容疑で書類送検されていた件は本年１月30日、不起訴処分となった。

刀剣界に２つの公益財団法人が誕生したことは、誠に喜ばしい。このことによって、日本刀にかかわる公益事業が盛んになり、業界全体の信頼性が高まり、日本刀に対して内外の注目が一層集まると期待される。刀文協と日刀保には、それぞれの事業に独自性が見られる一方、共通するものも少なくない。将来的には、切磋琢磨とともに、共同で実施する事業もあっていいのではないだろうか。　（伊波賢一）

古物営業法の主な改正点について

刀剣商を営むと毎年、防犯協会を通して所轄の警察署から古物講習会への出席要請の通知が来ます。

本来、代表者あるいは店主が出席すべきでしょうが、多忙の場合には従業員や家族専従者の代理出席も可能のようです。

当全国刀剣商業協同組合は交換会市場を主催していますから、組合員の皆さんと同じように出席要請通知が来ますので、そのときは理事や組合員らが輪番で出席するようにしています。

刀剣商になって初めて古物講習会に参加したときは、来ているのは骨董屋さんばかりかと想像していました。それが、自動車のエンジン技術講習会場にでも間違えて入ってしまったかと思うほど、油のシミが付いた作業服姿の自動車業界の人……というよりは町の自動車修理屋のオジさんという感じの人たちが、あちこちに座っていたのを思い出します。

そうか、古物とは骨董だけでなく、車・着物・宝飾品・チケットなど、ずいぶん広い意味なんだなと初めて悟ったわけです。

われわれは、美術刀剣商だと肩を張っても、法律的には一度使用されたもの、あるいは一度取引されたものと定義される古物を扱う業者と一括りされているようです。中古品を専門に扱う業者だけでなく、取引行為に下取り品が発生する業界も古物許可証が必要のようです。例えば、新車ディーラー、百貨店の美術部なども該当します。

ほかに講習会に出席していたのは、次の業種のような方たちと推測できます。

中古車屋さん・古着屋さん・古書屋さん・骨董品屋さん・切手古銭屋さん……伝統的な店頭での対面取引のビジネス世界が見えます。

近年は、新しい業態が仲間に入ってきました。ブランド物専門・ゲームソフト・金券チケットショップ、真打ちはネットオークション屋さんの登場です。

物流システムの発達により、昔のように「品物担いで暖簾をくぐる」から、「自宅でパソコン、ネットでアクセス、品物は宅配便」という形態も本格的に普及し出しました。

古物営業法の冒頭で依然、「第一条　この法律は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため……」と金科玉条のごとき目的をうたうのには驚かされますが、やはり古物営業法は非対面取引に注視しているようです。確かに顔を合わせずに古物を売却できるのならば、盗品等の流入が予見できます。最近の講習会でも、その点に時間を割いています。

その防止策として、改正法では本人確認のために何回ものメールや書簡のやりとりが義務づけられていますが、その煩雑さゆえに、必ずしも履行されているものかどうか、いささか疑問です。

電子取引がここまで普及定着し、老若男女問わずネットにアクセスする時代なので、いずれそれにふさわしい法律が整備されることでしょうし、それを知るのも紙媒体でなく、もっぱら液晶画面からということになるのでしょう。　（服部暁治）

「消費税」の講習会を開催

２月17日、組合交換会終了後、東京美術倶楽部において税務講習会が開催されました。

今回の組合初となる税務講習会は、確定申告期日を控え、煩雑でよくわからない税務問題について組合員に意識を高めてもらい、気軽に税理士に問い合わせができる契機になればと考えて企画されました。

開催に当たっては、準大手税務サービス提供元のＡＧＳ税理士法人から、鈴木秀弥先生ら４名の若手税理士が講師としておいでくださいました。組合が今回依頼したテーマである「消費税」について、それぞれがご専門の立場からケーススタディーなどを交えてわかりやすく解説してくれました。

当日の参加者は予定の40名を超え、関心の高さがうかがえました。講演後の質疑応答では、若手を中心に多くの組合員から質問が相次ぎました。特に輸出取引における消費税還付請求問題では、実務で直面している疑問や意見が数多くあり、これに対して具体的にアドバイスがいただけたので、今後の対応に役立つと思われます。

講師を務めたＡＧＳの税理士さんたちからは、「今日は活発な意見があり、とても前向きに感じられました。輸出取引等における現在不明確な消費税還付要件については、組合として業界の統一見解を示すと経理処理がやりやすくなるでしょう」と感想をいただきました。

古い商習慣が続いているため、経理処理でまだ頭を痛めることが多い業界かと思いますが、これからも新たな情報を共有することを通して意識を高め、問題が解決されるように努力していきたいと思います。充実した１時間半でした。　（松本義行）

税務講習会に参加して

消費税の増税が現実化しつつあるが、私自身、消費税の実務に関してはわからないことがたくさんあったので、今回の税務講習会には進んで参加させていただきました。

この講習会の開催に当たって、講師陣の所属するＡＧＳコンサルティングには「消費税の解説―概要及び申告について」と題する資料集をわざわざご用意いただきました。

この資料を見ながら、私が最も参考になった事柄を列挙してみます。

消費税の申告において注意すべき点として、消費税の納付税額は預かった消費税額より支払った消費税額を差し引いた金額だが、ただし……支払った消費税額を証明するためには帳簿および請求書の保存が必要（消費税法第30条第７項）。

講師からは、帳簿および請求書の保存がない場合は支払った消費税の額を考慮することができず、そのため消費税額全額を納付することになる、と説明されました。このことを聞いて、びっくりしました。

業者間の取引において領収書などのやりとりはほとんど行われないのが昔からの慣例ですが、それでは支払った消費税額が認められないとなれば大問題です。

交換市場における業者間の取引は当然、売買確認書いわゆるハガミで証明されるものですが、それ以外の取引では銀行送金の控えや領収書などが必要であるとのことです。また、当該書類を７年間保存しておく義務がある（消費税法施行令第50条第１項・第２項）などの説明も受けました。

なお、若い人たちから質問の多かった海外売上があった場合、すなわち刀剣類を輸出した場合の消費税還付を受けるための必要書類ですが、われわれが想定していた海外からの入金を証する銀行通帳や輸出鑑査証明、ＥＭＳなどの控えだけでなく、輸出許可書や税関の輸出証明書が必要になるそうです。この件に関しては、国税庁のホームページを参考にして、慎重に手続きをしてくださいとのことでした。

このほかにも、勉強になったことが多々ありました。このような講習会は今後も引き続き開催していただきたいと思います。この講習会に都合で参加できなかった方には、希望されれば、組合を通して資料をお分けくださるそうです。

大変お忙しい中、講師としておいでくださった鈴木秀弥・田倉祐輔・江波戸大輔・与野木恵子の各先生には深く感謝申し上げます。　（冥賀吉也）

組合メンバーズカードの意義を再確認する

当組合は今年で創立25周年を迎えます。その間、さまざまな活動を行ってきましたが、各組合員の事業にとって重要な行商従業者証（メンバーズカード）と営業所標識の制定経緯、およびその意義をあらためて取り上げます。

組合ではかねてより警察庁の指導に基づき、独自の行商従事者証と営業所標識の制作承認を申請していたところ、故荒勢英一理事長時代の平成８年５月２日、国家公安委員会委員長より正式承認され、同10日付の官報に告示されました。

従業者証や標識を同業の人々の使用に便利なように自ら制作し、これが公的に認められるということは、従来の業界にはなかったことです。いずれも組合員証を兼ねるとともに、従業者証は「全刀商メンバーズカード」の体裁を取り、公安委員会が発行する古物商許可証と同等の役割を果たしてきました。

私たちは今後とも、公に認められた価値を大いに活用するとともに、相応の責任と義務を負っていかなくてはなりません。例えば、国土交通省と折衝し、刀剣の国内輸送はメンバーズカードの提示により、宅配便の利用が可能に、また空港での搭乗手続きが簡便に、さらに都道府県教育委員会での登録証の名義変更や諸手続きを円滑にする、等々。組合として可能な限りの取り組みをしていかなければならないと思います（交渉経過は随時、報告します）。

それには、所管の警察庁に対する防犯等の協力はもちろん、文化庁や教育委員会の刀剣行政にも最大の協力をしていくこととなります。

われわれ組合員全員がメリットを享受し、繁栄し、業界の社会的地位向上を図っていくには、まず全刀商が公に恥じない刀剣界を目指す先頭に立つぐらいの気概が必要でしょう。組合員は紳士たれ、と申し上げたい。

現在の組合員196名に対し、行商従業者証の承認当時は151名にすぎず、近年入会された方の中には詳しい事情を承知されない向きもあるかもしれず、実現にご尽力いただいた役員・関係者の方々を想起しつつ、あえて再録しました。　（清水儀孝）

行商従業者証

営業所標識

議　　事

東京スカイツリーの開業（５月22日）を間近に控えた５月17日㈭、東京美術倶楽部において、全国刀剣商業協同組合は第25回通常総会を開催した。

午前10時､司会の齋藤恒常務理事の発声に始まり、猿田副理事長が開会を宣して、スムーズな審議を参加者に要請した。次いで、司会が本日の出席状況を報告し、出席者81名、委任状提出者74名であることから本総会が成立することを確認した。

続いて深海理事長が挨拶し、事業活動の概況に関する報告を行った。組合員各位の協力により組合活動の充実した１年であり、大刀剣市・交換会等の主要事業は、不況下ながらも昨年以上の成果を挙げられたこと。組合設立当時より発行していた機関紙を『刀剣界』と改称し隔月刊にて発行、組合員・賛助会員はじめ関係機関等へ配布し、広報活動の一環と併せ親睦・相互理解の促進に努めてきたこと。また渉外事項では、公益財団法人日本美術刀剣保存協会との各種折衝や、象牙等の種の保存・取り扱い等について環境省に説明を求めたこと、警察庁には懇談会の申し入れを行ったことなどを報告した。

議長選出に移ると、会場から「司会者一任」の声がかかったので、司会者は理事長を指名、理事長が議長席に着いた。そこで、埼玉県の町田久雄組合員から「簡潔な審議を」と声がかかり、了承された。

第１号議案については、平成23年度事業報告を清水が、同会計報告を伊波常務理事が務め、持田監事より決算報告書が適正・正確であった旨監査報告があり、議長がこれらを諮ったところ満場一致で承認された。

第２号議案「平成24年度事業計画案」、第３号議案「同収支予算案」についても上記担当者が説明し、承認された。事業計画では、大刀剣市を10月26日～28日の開催、市場運営事業は毎月17日と定め、その予定取引高は各回1,800万円と定めた。なお、今年は組合創立25周年に当たるので、記念事業の検討をすることを計画に組み入れた。

第４号～第７号議案は川島副理事長が説明し、特に異議なく承認された。

第８号議案「その他」では、町田久雄組合員より組合創立25周年を迎える機会に、社会貢献されたり組合活動に貢献・尽力された組合員を関係官庁から表彰していただくよう取り計らってしてほしい、との提案がなされた。また、岡山県の佐藤均組合員より､関西方面での大刀剣市の開催を検討してほしい、との要望があった。これらに対し、執行部として、諸々の問題点や困難はあるが、前向きに検討していきたいとの回答がなされた。

以上をもってすべての議事は滞りなく審議されたので、議長は議事終了を宣言し、土肥副理事長が閉会の辞を述べて第25回通常総会は終了した。

（清水儀孝）

平成23年度事業報告

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）

Ⅰ　事業活動の概況に関する事項

組合員各位のご協力により、平成23年度の組合活動は充実した１年でした。

「大刀剣市」「通常交換会」等の組合主要事業は、経済、金融、総務各委員会の尽力により、不況下ながらも昨年同様の成果を収めることができ、また組合設立当時より発行していた機関紙『組合たより』を『刀剣界』と名称を改めて復活させ、組合員はじめ各関係者へ教育情報の一環として配布し、組合員の親睦、相互理解の促進に努めました。

Ⅱ　運営組織の状況に関する事項

１．組合員数及び出資口数（出資１口20,000円）

	前年度末現在		期間中移動					本年度末現在	
			加入		増資	脱会			
	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	増資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数
計	192	1914	4	20	0	2	11	194	1923

賛助会員76名

２．直前３事業年度の財産および損益の状況

（当該事業年度は含まない）

	平成23年3月24期	平成22年3月23期	平成21年3月22期
項目	前期	前前期	前前前期
資産合計	91,647,924	87,202,072	70,486,841
純資産合計	58,888,190	57,408,847	56,129,247
事業収益合計	55,272,197	49,718,625	51,333,144
当期純利益金額	1,194,343	1,050,100	1,002,398

3. 組合組織

⑴役　員：理事20名、監事２名

⑵役　職：理事長１名、副理事長３名、専務理事１名、常務理事２名

⑶顧　問（２名）：天田昭次、根本　成

相談役（３名）：朝倉万幸、柴田和夫、福永昭二

参　与（２名）：齋藤雅稔、伊波徳男

⑷事務局：職員２名

⑸組　織：①経済委員会、②金融委員会、③総務委員会

⑹関連団体：全国中小企業団体中央会

4. 会議開催概要

第24回通常総会

平成23年5月17日　於東京美術倶楽部

出席79名　委任状86名

第１号議案：平成22年度事業報告承認の件、承認
平成22年度会計報告承認の件、承認
監査報告、承認

第２号議案：平成23年度事業計画案決定の件､可決

第３号議案：平成23年度収支予算案決定の件､可決

第４号議案：役員報酬の件､可決｡経費の賦課および徴収に関する件､可決｡平成23年度借入金残高の最高限度に関する件､可決

第７号議案：１組合員に対する貸付け、または１組合員のためにする債務保証の残高の最高限度に関する件、可決

第８号議案：役員改選に関する件、承認

第９号議案：その他、可決

理　事　会

第１回　平成23年5月17日
出席19名　委任状１名
第１号議案：代表理事選任関する件、承認

第２回　平成23年6月16日
出席18名　委任状３名
第１号議案：新年度に向けて、承認
第２号議案：執行役員指名、承認

第３回　平成23年6月17日
出席15名　委任状５名
第１号議案：東日本大震災義援金について､承認
第２号議案：その他、承認

第４回　平成23年8月23日
出席17名　委任状２名
第１号議案：書籍購入の件、承認
第２号議案：交換会市場手当減額についての件、承認
第３号議案：その他、承認

第５回　平成24年1月17日
出席14名　委任状３名
第１号議案：「大刀剣市」反省会（アンケート結果）、承認
第２号議案：その他、承認

第６回　平成24年4月17日
出席16名　委任状３名
第１号議案：総会に向けて、承認
第２号議案：その他、承認

特別委員会

平成23年6月23日
東日本大震災義援金特別委員会：義援金配分案について

経済委員会

常務会２回、経済委員会12回、金融委員会５回、総務委員会８回

5. 慶弔事項
弔事
組 合 員：山田　均（ご本人）、島田　恒（ご本人）、山本一郎（御母堂様）、山本一郎（御令室様）、松田通夫（御母堂様）
賛助会員：宮下　武（ご尊父様）

Ⅲ　事業別概要
１．経済委員会の事業活動
①市場運営事業
通常交換会が12回開催されました。出来高は下記の通りです。

	会場	日時	出来高	出席数
第１回	東京美術倶楽部	平成23年４月17日	￥29,816,550	49
第２回	〃	５月17日	￥25,955,750	81
第３回	〃	６月17日	￥36,983,850	66
第４回	〃	７月17日	￥30,136,000	55
第５回	〃	８月23日	￥35,968,000	63
第６回	〃	９月17日	￥41,796,200	60
第７回	〃	10月17日	￥35,272,100	72
第８回	〃	11月17日	￥58,719,500	80
第９回	〃	12月17日	￥41,457,000	66
第10回	〃	平成24年１月17日	￥41,572,000	66
第11回	〃	２月17日	￥27,865,500	65
第12回	〃	３月17日	￥23,649,000	60
計			￥429,191,450	783

②共同販売促進事業（大刀剣市）
組合事業として大イベントに定着した「大刀剣市」は10月28～30日の３日間、産経新聞社フジ・サンケイビジネスアイ後援のもと、例年通り東京美術倶楽部において75店舗の参加により開催されました。恒例の「お宝鑑定」、財団法人日本美術刀剣保存協会の協力、職方との提携による「現代刀匠による銘切の実演」、特別企画「江とその時代を生きた名工達」、「東日本大震災復興支援チャリティーオークション」等の催しが「大刀剣市」を大いに盛り上げました。
また、前年同様「カタログ」を作成。商品の販売のためだけでなく「大刀剣市」の記録誌としての価値も、より一層高まってきております。

事業収入	￥53,399,882	
総事業支出		￥35,739,965
事業利益		￥17,659,917
合　計	￥53,399,882	￥53,399,882

③共同購買事業

	「美術刀剣所有者変更届書」		販売中
書籍購入	笹野大行著「透鐔」	在庫11冊	販売中
	骨董　緑青	在庫45冊	販売中
	肥前刀備忘録	在庫11冊	販売中
	佐野美術館図録(戦国武将の装い)	在庫27冊	販売中
	佐野美術館図録(備前一文字)	在庫 8冊	販売中
	古物営業の実務	在庫19冊	販売中
	越前守助広大鑑	在庫29冊	販売中
	神津伯押形	在庫19冊	販売中
	座忘鐔撰	在庫16冊	販売中
	現代刀名作図鑑	在庫19冊	販売中
	甲冑武具重要文化資料	在庫 4冊	販売中
	大名家秘蔵の名刀展	在庫84冊	販売中
	伝統美と匠の世界	在庫24冊	販売中
	伝承の技と匠の世界	在庫56冊	販売中
DVD(刀匠会)	百錬精鐵（月山貞利）	在庫18本	販売中

２．金融委員会の事業活動
昨年同様、組合員各位、交換会の立替金として商工中金からの借入をこれに充当している。

３．総務委員会の事業活動
①共同宣伝事業
イ．「大刀剣市」並びに併催イベント
ロ．イベントに関しての記事掲載：産経新聞・読売新聞・日経新聞・フジサンケイ ビジネスアイ・刀剣美術・日刊スポーツ・報知新聞・夕刊フジ・東京スポーツ
ハ．その他関係機関、団体に季節広告等
②　その他
イ．「大刀剣市」開催時に「明美ちゃん基金」への寄付を募る
ロ．組合員の慶弔庶務事項の処理
ハ．理事会、組合規約、事業計画案等の文書作成

平成24年度事業計画

（平成24年４月１日～平成25年３月31日）

本年度は、組合員の増加ならびに各委員会の内容充実を主題とし、より一層の組合員結束強化、経済情勢を睨みながら各委員会の活動拡大、関係諸団体との連携を深め、組合ならびに組合員の社会的・経済的地位の向上を図る。

１．経済委員会の事業活動

①市場運営事業

本年も、昨年と同様に通常交換会方式を遂行し、開催日も毎月17日と定めました。

⑴開　催　　12回
⑵会　場　　東京美術倶楽部ほか
⑶方　法　　交換会規約に基づく
⑷取引高　　各回1,800万円
⑸手数料　　４％
⑹経　費　　一開催45万円（40～50万円）

②共同販売事業（「大刀剣市」とイベント）

昨年同様、東京美術倶楽部にて10月26日㈮・27日㈯・28日㈰の３日間に開催を予定。

③共同購買事業

書籍、手入道具等、付帯用品の共同購買を継続します。

２．金融委員会の事業活動

既に実施された融資を継続して行います。

特定金融機関　⟶　組合員
（組合保証）

３．総務委員会の事業活動

①教育情報事業

・『刀剣界』『全刀商』等の発行

②共同宣伝事業

・大刀剣市とイベント時の新聞・業界紙・インターネットへの広告発信
・産経新聞・読売新聞・日経新聞・フジサンケイ・ビジネスアイ・刀剣美術ほかへの関係記事掲載
・カタログ作成配布
・業界他団体との共同事業計画（刀匠会・保存協会・刀文協）
・他関係機関、団体への季節広告

③古物営業法改正に伴う諸作業

④その他

・盗難品触れの配布、関係団体との折衝、通知資料の配布
・組合設立25周年記念事業の検討

４．経費の賦課および徴収に関する件

本組合の平成24年度12ヵ月分の賦課金は次の方法により徴収する。

定額一律賦課徴収
現金または振込一括納入　1,000円×12ヵ月=12,000円
賛助会員　5,000円

５．平成24年度借入金残高の最高限度の件

組合事業振興資金に充てるため金融機関からの借入金残高の最高限度額を２億円と定める。

６．１組合員に対する貸付け、または１組合員のためにする債務保証の残高の最高限度に関する件

１組合員に対する貸付け、または１組合員のためにする債務保証の残高の最高限度を3,000万円と定める。

平成24年度収支予算

〈収入の部〉

科　目	金　額	備　考
市場運営営業収入 交換会受取手数料	￥9,640,000	通常交換会　￥8,640,000 （18,000000×4%×12回） 会費収入　￥1,000,000
共同販売事業	￥25,000,000	大刀剣市収入金
賦課金収入	￥2,695,000	組合員（190人×12,000） 賛助会員（83人×5,000）
事業外収入	￥2,800,000	受取利息、雑収入、その他の事業収入
合　計	￥40,135,000	

〈支出の部〉

科　目	金　額		備　考
事業費	￥28,400,000		
市場運営		￥4,800,000	交換会運営費（会場費・手当・食事代他借入れ利息）
共同販売事業費		￥22,000,000	大刀剣市開催費用 （会場設営・全国紙広告代・カタログ作成等他）
教育情報費		￥1,500,000	組合新聞発行（刀剣界・全刀商誌）他
事業運営費		￥100,000	総会、他の事業費
一般管理費	￥11,735,000		
職員給料手当		￥6,000,000	職員給賞与他　人件費等
事務消耗品		￥1,000,000	リース料・カウンター料・事務消耗品等
通信費		￥900,000	インターネット・TEL・携帯・宅配・メール便・電報
旅費交通費		￥580,000	定期代他・査定交通費・運搬交通駐車場費等
会議費		￥30,000	理事会、委員会他
交際費		￥100,000	渉外関係
水道光熱費		￥145,000	ガス・水道・電気
諸会費		￥300,000	関係団体
支払手数料		￥800,000	顧問料（経理士・司法書士）
福利厚生費		￥250,000	社会保険料・労働保険料他
広告宣伝費		￥255,000	組合ホームページ
慶弔費		￥50,000	慶弔費
管理費		￥500,000	スカイプラザ（組合）
雑費		￥75,000	アルソック警備費他
租税公課		￥750,000	諸税金・印紙
合　計	￥40,135,000	￥40,135,000	

平成23年度組合活動の記録

（平成23年４月１日～24年３月31日）

4月 8日　第24回組合総会の案内発送。
8日　元組合員山崎昭様の訃報を組合員にFAXにて通知。
14日　大平さんよりの品触れを組合員に発送。
17日　東京美術倶楽部にて組合交換会開催。参加者49名、出来高29,816,000円。
17日　東京美術倶楽部にて理事会開催。東日本大震災被災組合員への義援金の件、新組合員承認の件。
18日　金融担当理事、商工中金へ交換会の立替金借入れの件で出向く。
5月17日　東京美術倶楽部にて第24回通常総会開催。
17日　理事会開催。飯田慶久氏が理事長を退任し、深海信彦氏が新理事長に選出される。
17日　組合交換会開催。参加者87名、出来高25,955,000円。
18日　金融担当理事、商工中金へ。
6月14日　理事長と前理事長、日本美術刀剣保存協会を訪問し協会執行部と面談。
16日　東京美術倶楽部にて理事会開催。新執行部承認の件。
17日　組合交換会開催。参加者66名、出来高36,983,000円。
17日　理事会開催。各部会・委員会組織編成案ならびに義援金配分案を審議
17日　東京貸物社と担当委員が大刀剣市の設営につき打ち合わせ。
20日　交換会会計ソフトを東刀会へ貸し出す。
21日　金融担当理事２名、商工中金へ。
23日　義援金配分案特別審議委員会を開催。
23日　大刀剣市への出店案内を発送。組合員195名。
27日　産経新聞社へ理事長・川島副理事長・伊波常務理事の３名が訪問。東日本大震災被災者救援のための義援金を寄託。
29日　日本美術刀剣保存協会へ理事長・齋藤常務理事・冥賀理事の３名が訪問。東日本大震災の義援金を寄託。
7月 1日　「組合員名簿」平成23年版を作成配布。
7日　組合機関紙・「大刀剣市」カタログ編集特別委員会。
8日　読売新聞社（読売光と愛の事業団）を理事長・副理事長・常務理事・理事の４名が訪問。東日本大震災義援金を寄託。
10日　交換会会計ソフトを平成会へ貸し出す。
17日　東京美術倶楽部にて組合交換会開催。参加者55名。出来高30,136,000円。
18日　金融担当理事２名、商工中金へ。
19日　「大刀剣市」カタログ掲載品の写真撮影始まる。
8月 3日　３カ所でのカタログ撮影終了（藤代商店・大石カメラ・組合事務所）。
4日　組合事務所にて機関紙編集委員会・「大刀剣市」実行委員会
9日　同美印刷にて「大刀剣市」カタログ編集委員会。
23日　東京美術倶楽部にて組合交換会開催。参加者63名、出来高35,968,000円。
23日　理事会開催。書籍『名物刀剣』（佐野美術館）一括購入の件。
23日　東京美術倶楽部にて機関紙編集委員会。
25日　理事長・専務理事・常務理事２名が警察庁を訪問。
30日　同美印刷にて「大刀剣市」カタログ編集委員会。
9月 5日　同美印刷にて「大刀剣市」カタログ校正編集会議を清水専務理事・服部理事・持田監事・齋藤隆久氏・髙橋正法氏・飯田慶雄氏・宮澤琢氏・土子民夫氏で行う。
8日　『刀剣美術』10月号掲載広告の校正打ち合わせを行う。
9日　同美印刷にて「大刀剣市」カタログ最終色校正編集会議を深海理事長・清水専務理事・冥賀理事・服部理事・綱取理事・嶋田理事・朝倉理事・持田監事・藤岡弘之氏・生野正氏・松本義行氏・飯田慶雄氏・土子民夫氏・小林君夫氏で行う。
9日　『刀剣界』第１号編集会議を深海理事長・清水専務理事・伊波常務理事・山田理事・

冥賀理事・服部理事・綱取理事・嶋田理事・朝倉理事・玉井理事・持田監事・藤岡弘之氏・生野正氏・松本義行氏・飯田慶雄氏・新堀徹氏・宮澤琢氏・土子民夫氏で行う。

13日　同美印刷にて「大刀剣市」カタログ色校正確認作業を清水専務理事・髙橋正法氏・土子民夫氏・小林君夫氏で行う。

13日　組合事務所にて産経新聞社、広告代理店アオバ企画と伊波・齋藤両常務理事が新聞広告の打ち合わせを行う。

17日　東京美術倶楽部にて組合交換会開催。参加者60名、出来高41,796,200円。

20日　『刀剣界』第１号編集会議を深海理事長・清水専務理事・服部理事・綱取理事・持田監事・土子民夫氏で行う。

20日　町村信孝衆議院議員政策研究会に深海理事長・清水専務理事・服部理事・綱取理事出席。

20日　商工中金へ9月17日交換会借入れの件で、服部理事・綱取理事出向く。

27日　「大刀剣市」チャリティーオークション規約を出店者へFAX送信する。

28日　「大刀剣市」カタログを発送する。

30日　『刀剣界』第１号を組合員へ発送する。

10月 3日　組合事務所にて『刀剣界』第２号編集会議を深海理事長・川島副理事長・清水専務理事・齋藤常務理事・飯田理事・山田理事・冥賀理事・服部理事・綱取理事・嶋田理事・朝倉理事・玉井理事・持田監事・齋藤隆久氏・生野正氏・飯田慶雄氏・宮澤琢氏・大平将広氏・土子民夫氏・小林君夫氏で行う。

4日　組合古物講習会に持田監事出席。

4日　『刀剣界』への広告募集案内を組合員へ発送。

7日　『日刊スポーツ』に「大刀剣市」の記事広告掲載。

12日　『読売新聞』朝刊に「大刀剣市」の広告掲載。

13日　『産経新聞』朝刊に「大刀剣市」の広告掲載。

15日　『報知新聞』朝刊に「大刀剣市」の記事広告掲載。

15日　『読売新聞』夕刊に「大刀剣市」の広告掲載。

17日　東京美術倶楽部において組合交換会開催。参加者72名、出来高35,272,100円。

17日　商工中金へ交換会借入れ保証人の件で、深海理事長・猿田副理事長・土肥副理事長・川島副理事長・清水専務理事・伊波常務理事・齋藤常務理事・服部理事・綱取理事・嶋田理事が出向き署名捺印する。

17日　愛宕警察署宮元署長・高澤生活安全課長へ「大刀剣市」開催の挨拶のため、清水専務理事・伊波常務理事が出向く。

18日　深海理事長・清水専務理事・齋藤常務理事が警察庁生活安全局生活安全企画課・上條課長補佐を訪ね、「大刀剣市」開催の挨拶を兼ねて、種々の協議を申し入れる。

18日　組合事務所にてチャリティーオークション商品の確認、整理、下値付けの作業を深海理事長・清水専務理事・服部理事・髙橋正法氏・小林君夫氏で行う。

18日　『日本経済新聞』朝刊に「大刀剣市」の広告掲載。

20日　『夕刊フジ』に「大刀剣市」の記事広告掲載。

20日　『東京スポーツ』に「大刀剣市」の記事広告掲載。

27日　深海理事長・土肥副理事長・清水専務理事・伊波常務理事が愛宕警察署に出向き、「大刀剣市」チャリティーオークションにかかわる競り売りの届出を提出し、受理される。

28日　東京美術倶楽部において第24回「大刀剣市」始まる。初日入場者数1,014人。

29日　東日本大震災復興支援チャリティオークション開催。売上金3,368,000円。入場者数1,058人。

30日　「大刀剣市」最終日。入場者数804人。

11月 5日　『夕刊フジ』に「大刀剣市」チャリティオークション報告掲載。

7日　『刀剣界』編集委員会開催。出席者深海理事長・川島副理事長・清水専務理事・伊波常務理事・飯田理事・服部理事・綱取理事・嶋田理事・持田監事・藤岡弘之氏・齋藤隆久氏・生野正氏・松本義行氏・飯田慶雄氏・小林君夫氏・土子民夫氏。

9日　『読売新聞』に「大刀剣市」チャリティオークション報告掲載。
11日　『刀剣界』第２号の最終校正を銀座長州屋にて行う。出席者深海理事長・服部理事・綱取理事・土子民夫氏。
17日　東京美術倶楽部において、組合交換会開催。出席者80名、出来高58,719,500円。
17日　東京美術倶楽部において理事懇談会開催。出席者深海理事長・猿田副理事長・土肥副理事長・川島副理事長・清水専務理事・伊波常務理事・高橋理事・嶋田理事・冥賀理事・服部理事・玉井理事・綱取理事・朝倉理事・新堀理事・持田監事。
21日　『刀剣界』第２号発送（年賀広告募集案内同封）。
24日　組合員島田恒様ご逝去ならびに賛助会員宮下武氏御尊父様ご逝去につき訃報通知ＦＡＸ送信。生花・弔電手配。
28日　東京プリンスホテルの「町村信孝議員を囲む会」に深海理事長が出席。
30日　組合事務所において査定。担当服部理事・冥賀理事。
12月16日　深海理事長・土肥副理事長・猿田副理事長が産経新聞本社を訪問し、朱美ちゃん基金に250,000円を寄付。
17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加66名、出来高41,457,000円。
19日　組合員山本一郎氏御令室の訃報通信、生花・弔電手配。
22日　『産経新聞』に朱美ちゃん基金への寄付の件が掲載される。
22日　『刀剣界』第３号編集会議を開催。出席者、深海理事長・川島副理事長・清水専務理事・伊波常務理事・服部理事・嶋田理事・綱取理事・持田監事・生野正氏・宮沢琢氏・藤岡弘之氏・土子民夫氏。
27日　故山田均理事の訃報通信、生花・弔電手配。
28日　故山田均理事の通夜。
29日　故山田均理事の葬儀。
1月17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加66名。出来高41,572,000円。
17日　東京美術倶楽部にて理事会を開催。出席者、深海理事長・猿田副理事長・土肥副理事長・川島副理事長・清水専務理事・齋藤理事・朝倉理事・飯田理事・城所理事・嶋田理事・新堀理事・髙橋理事・玉井理事、綱取理事・服部理事・冥賀理事。
17日　東京美術倶楽部にて『刀剣界』第４号編集会議を開催。出席者、深海理事長・川島副理事長・清水専務理事・齋藤常務理事・島田理事・冥賀理事・服部理事・飯田理事・朝倉理事・玉井理事・持田監事・飯田慶雄氏・生野正氏、藤岡弘之氏・松本義行氏・宮沢琢氏・土子民夫氏。
2月15日　深海理事長・清水専務理事・伊波常務理事・齋藤常務理事が財団法人日本美術刀剣保存協会を訪問、協会から審査料金の改定案が提示され、協議を行う。
17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加65名、出来高27,865,500円。
17日　東京美術倶楽部にて税務講習会を開催。ＡＧＳ税理士法人より講師４名派遣。
3月 5日　『刀剣界』第４号・第５号編集委員会を開催。出席者、深海理事長・清水専務理事・伊波常務理事・齋藤常務理事・朝倉理事・綱取理事・服部理事・冥賀理事・飯田慶雄氏・大平将広氏・生野正氏・宮澤琢氏・土子民夫氏。
6日　町村信孝衆議院議員の勉強会に深海理事長が出席。
8日　『刀剣界』第４号編集委員会を開催。出席者、深海理事長・齋藤常務理事・綱取理事・服部理事・持田監事・土子民夫氏。
3月16日　『刀剣界』第４号を発送。
17日　東京美術倶楽部にて組合交換会を開催。参加60名。出来高23,649,000円。

新組合員・賛助会員紹介

平成23年４月以降に新規加入・独立加入された組合員、ならびに賛助会員の皆さまです。お名前・屋号（刀職種）・所在地（住所）・電話番号の順でご紹介します。

〈組合員〉

●石 塚　孝 夫（研誠堂）
〒113-0034 東京都文京区湯島１-２-１
☎03(3251)6260

●髙 谷　光 宏（古美術遊美）
〒110-0013 東京都台東区入谷１-26-５-1401
03(3874)7889

●新 堀　賀 将（新堀美術刀剣）
〒241-0822 神奈川県横浜市旭区さちが丘２
☎045(364)2893

●中 村　榮 次
〒366-0041 埼玉県深谷市東方1710-33
☎048(573)7100

●橋 本 健一郎（藏屋はしもと）
〒604-8302 京都府京都市中京区西堀川通り御池上ル池元町408-29　☎075-811-4645

●村 上 和比子（㈱コレクション情報）
〒500-8262 岐阜県岐阜市茜部本郷１-49
☎058(274)1960

〈賛助会員〉

●土 子　民 夫（刀剣ジャーナリスト）
〒135-0043 東京都江東区塩浜１-５-５-901
☎03(3649)6523

●荻 野　秀 和（鞘師）
〒178-0062 東京都練馬区大泉町２-９-19
☎03(3924)7852

●菅 原　平（刀匠）
〒029-0711 岩手県一関市大東町大原字下鳥神16-２
☎0191(72)2448

●國 廣　浩 典（愛刀家）
〒745-0803 山口県周南市大島大原89-45
☎0834(21)0828

●山 越　健 一（刀匠）
〒321-2711 栃木県日光市日向18
☎090(2624)7685

●金 澤　清 法
〒349-1132 埼玉県加須市旗井560-９
☎0480(72)6151

●竹 花　久 司（刀匠）
〒355-0811 埼玉県比企郡滑川町羽尾1256-４
☎0433(56)4327

●細 村　義 昭（研師）
〒370-0814 群馬県高崎市嘉多町12
☎027(322)1593

●藤 川　芳 夫（研師）
〒918-8108 福井県福井市春日１-13-11
☎0766(35)8552

●石原　與五郎（石原砥石工業所）
〒616-8474 京都府京都市右京区嵯峨樒原清水12
☎0771(44)0523

「大刀剣市2011」で開催された東日本大震災復興支援チャリティーオークション

大刀剣市 2012

本年も東京美術倶楽部において
「大刀剣市」を開催いたします。

期日：10月26日㈮
27日㈯
28日㈰

全国刀剣商業協同組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-18-10 新宿スカイプラザ1302

TEL03(3205)0601　FAX03(3205)0089

全刀商 第21号

平成24年６月30日発行

発行所 **全国刀剣商業協同組合**

〒169-0072 東京都新宿区大久保２丁目18番10号 新宿スカイプラザ1302

Tel 03(3205)0601　Fax 03(3205)0089

発行人 理事長 **深 海 信 彦**

編集人 **『全刀商』編集委員会**

朝倉忠史　飯田慶雄　飯田慶久　伊波賢一　大平将広　川島貴敏　齋藤 恒　齋藤隆久　齋藤隆洋　嶋田伸夫　清水儀孝　生野 正　新堀賀将
髙島吉童　髙橋正法　土子民夫　綱取譲一　服部暁治　深海信彦　藤岡弘之　松川浩一郎　松本義行　宮澤 琢　冥賀吉也　持田具宏

印刷／日刊企画